

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和8年3月18日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2200号	有限会社 HIKO 設備	東京都江戸川区東葛 西八丁目28番18号	彦田 武司	有限会社 HIKO 設備	東京都江戸川区東葛 西八丁目28番18号	令和8年 2月16日
第2202号	株式会社 スムトゥク	千葉県松戸市本町 19番地19	武藤 幹和	株式会社 スムトゥク	千葉県松戸市本町 19番地19	令和8年 2月16日